

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月8日

支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部長 坂本 浩亨



1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 国立感染症研究所戸山庁舎東側擁壁改修工事
- (2) 工事概要 擁壁工事(高さ4.4m 長さ41m)
- (3) 工 期 契約日～平成25年8月30日
- (4) 工事場所 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所戸山庁舎

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23・24年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域の「土木一式」又は「建築一式」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成9年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
 - ・高さ2m以上、長さ10m以上のコンクリート擁壁(新設・更新を問わず)
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 一級土木工事施工管理技士又は一級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が一級土木工事施工管理技士又は一級建築工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - ② 平成9年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立感染症研究所から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 東京都内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者ではないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所戸山庁舎総務部会計課施設管理室施設係 真栄田 剛

電話番号 03-4582-2638 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間：平成25年3月8日(金)～平成25年3月22日(金)までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

交付場所：上記(1)

(3) 申請書及び資料の提出期限及び場所

受領期限：平成25年3月22日(金) 17時00分

提出場所：上記(1)

(4) 入札書の受領期限及び場所

受領期限：平成25年3月25日(月) 13時30分 提出場所：上記(1)

(5) 開札の日時及び場所

開札日時：平成25年3月25日(月) 14時00分

開札場所：国立感染症研究所戸山庁舎感染研第三会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除。

(イ) 契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限り)を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は、入札説明書による。